

広島大学理学部後援会海外派遣支援制度 公募要領

(令和6年11月2日 後援会総会承認)

1. 目的

広島大学理学部後援会（以下、「後援会」という。）が実施する広島大学理学部後援会海外派遣支援制度は、広島大学理学部（以下、「理学部」という。）に在籍する学生が積極的に国際交流活動を進めることができるよう短期から中・長期まで活動期間に合わせた経済面での支援を行い、後押しすることを目的とする。また、理学部を卒業後、大学院に進学し、海外で研究活動等を行う学生についても併せて支援する。

2. 公募の対象について

本制度は、次のとおり①から③まで3つの型に分けて公募を行い、それぞれの要件すべてを満たすものを対象とする。

[①短期活動支援型]

- ・ 留学等国際交流活動の期間が概ね5日以上3か月未満であること
- ・ 留学等国際交流活動の目的及び計画が明確であり、その効果が期待できること

[②中・長期活動支援型]

- ・ 留学の目的及び計画が明確で、海外の協定校等への留学を通じて、本学での学修と同等又は同等以上の教育効果が期待できる活動であること（派遣先大学での専攻分野は問わない）
- ・ 原則として3か月以上の期間であること
- ・ 広島大学と大学間国際交流協定又は部局間国際交流協定を締結している大学等で、学生の受入れについて事前に承諾を得られている大学を渡航先とすることを推奨する

[③大学院生国際会議等派遣支援型]

- ・ 海外で行われる国際学会又は研究集会等への参加であること、もしくは海外の研究機関等における研究活動（現地フィールドワークを含む）であること

3. 申請者要件

以下の要件をすべて満たすこと。

[①②③共通]

- ・ 学修への姿勢及び日常生活における素行が良好であること
- ・ 申請時及び対象となる活動期間が休学中でないこと
- ・ オンラインのみでの参加でないこと（オンライン及び対面のハイブリッドで参加する場合は、オンラインの参加期間を対象から除くこととする）

[①短期活動支援型]

- ・ 理学部に在籍する学生で、後援会に加入していること

[②中・長期活動支援型]

- ・ 理学部に在籍する学生で、後援会に加入していること
- ・ 留学期間中は本学に在籍し、終了後は再び本学に戻り学業を継続すること
- ・ 学業成績が優秀で、人物ともに優れていること
- ・ 派遣先大学所在国への入国にあたり、留学に必要な査証の取得が確実なこと
- ・ 原則として TOEIC® Listening & Reading Test の 670 点相当以上の語学能力を有すること（その他のテスト結果を用いる場合は事前に理学系支援室（大学院課程担当）へ相談すること）

[③大学院生国際会議等派遣支援型]

- ・ 理学部を卒業のち本学大学院へ進学し、申請時点で引き続き在籍していること
- ・ 大学院における指導教員が理学部担当であること
- ・ 理学部在籍時に後援会に入会していたこと
- ・ 学業成績が優秀で、人物ともに優れていること

4. 支援内容

[①短期活動支援型]

- ・ 1 件あたり 5 万円を上限に、理学部運営会議にて金額を審議・決定のうえ支援金を支給する

[②中・長期活動支援型]

- ・ 旅費及び滞在費として月額 5 万円、合計 80 万円を上限に、理学部運営会議にて金額を審議・決定のうえ支援金を支給する
- ・ 旅費の支援額については、「8. その他」の記載内容に基づいて理学部運営会議にて審議し、決定する

[③大学院生国際会議等派遣支援型]

- ・ 1 件あたり 5 万円を上限に、理学部運営会議にて金額を審議・決定のうえ支援金を支給する

5. 申請可能件数

[①短期活動支援型]

- ・ 複数件の申請を可能とするが、支援は一人について各年度 1 回のみとする

[②中・長期活動支援型]

- ・ 複数件の申請を可能とするが、支援は一人について各年度 1 回のみとする

[③大学院生国際会議等派遣支援型]

- ・ 複数件の申請を可能とするが、支援は博士課程前期及び博士課程後期を通じて一人について 1 回のみとする

6. 申請方法及び申請期間

[①短期活動支援型]

- ・ 申請方法及び申請期間は後援会のウェブサイトに掲載する

- ・ 申請年度と申請の対象となる活動が終了した年度が同一であること

[②中・長期活動支援型]

- ・ 申請方法及び申請期間は後援会のウェブサイトに掲載する

[③大学院生国際会議等派遣支援型]

- ・ 申請方法及び申請期間は後援会のウェブサイトに掲載する

7. 選考方法

[①②③共通]

- ・ 採択の可否及び支援する金額は理学部運営会議において行うこととする

8. その他

申請者は申請の時点で以下の項目にすべて同意したこととする。

[①②③共通]

- ・ 申請内容に虚偽があったことが判明した場合は、支援金の支給前後に関わらず、採択を取消し、支援金を返還すること
- ・ 本制度の運用において疑義が生じた場合は理学部運営会議の議を経て理学部長が決定することとする

[①短期活動支援型]

- ・ 採択された場合は別途指定する報告書を提出し、パスポートの写しを理学系支援室（総務・企画担当）に持参して渡航の証明とすること

[②中・長期活動支援型]

- ・ 採択された場合は留学終了後1か月以内に「留学成果報告書」を作成のうえ、受入れ先から発行される学修成果に関する証明書（学業成績証明書又は修了証）と併せて理学系支援室（大学院課程担当）へ提出すること
- ・ 採択された場合は理学部等で開催される海外派遣学生報告会等での発表や本学で学ぶ留学生及び海外留学を希望する本学学生への支援並びに広報活動等に全面的に協力すること
- ・ 旅費支援の申請には、エコノミークラスに相当する座席区分で見積もりを提出すること
- ・ 旅費の支援額は、直行便ではなく乗継便等を利用した場合の費用を想定して算出することがある

[③大学院生国際会議等派遣支援型]

- ・ 採択後に支援金の辞退を申し出ようとする場合は、理学部運営会議の議を得なければならない